

1. 第1回専門部会

開催日時
令和4年6月8日 18:00~19:40 であえーる会議室1

- 主な意見等
- ・ヤングケアラーという言葉が最近聞くようになったこともあり、デートDVと同じように当事者が気付いていないと思う。
 - ・お手伝いなのか、担っているのか、境目が難しいと思う。本人からも、判断が難しいのかなと思う。
 - ・本人が気付けない問題と皆さんからも指摘があったが、周りの大人も気付けない。
 - ・子育て支援センターに何もかも集中して、家庭相談員が大変だと思う。現状でも既に大変なのに、パンクしてしまう。
 - ・ヤングケアラーは、18歳で区切って大丈夫だろうか。大学生でも、小学生の頃からずっとヤングケアラーということで、見逃されているケースもある。
 - ・ヤングケアラーは、虐待の扱いに近いイメージ。
 - ・自分の家族を相対化することで、他の家と違うことに、声をあげても問題ないということを認識させるのも教育だと思う。
 - ・今回の専門部会で特によかったことは、家族支援だということがはっきりしたこと。

2. 第2回専門部会

開催日時
令和4年10月21日 18:00~ であえーる会議室1

会議の趣旨
第1回専門部会の開催を受け、来年度以降の具体的な支援策等について協議。

現状の取組について

- ・**職員のセミナー受講について**
→7月6日、北海道母子生活支援施設協議会による「令和4年度北海道母子生活支援施設研究セミナー ヤングケアラーの現状と必要な支援」について、オンラインによる受講。（子ども課子育て支援係職員6名、指導室1名）
- ・**北海道ヤングケアラーに関する実態調査**
→8月、道が行った実態調査結果が公表（別紙資料参照）
- ・**認知度を高める普及啓発について**
→ポスターやチラシ等の配布を実施。
9月下旬から10月上旬にかけて、市内小中学校、高等学校へ送付。また市役所や支所等に掲示。

・**北海道ヤングケアラー相談サポートセンターの視察について**
→8月16日、北海道ヤングケアラー相談サポートセンターを訪問し、加藤センター長より概要等を聞いた。
《センターの概要》
本年6月14日より、実績状況等から北海道からの委託を受け、北海道ヤングケアラー相談サポートセンター「ヤンサポ」として活動を開始。
現在の職員体制については、センター長と3人の相談員となっている。

- 《業務内容》
業務の内容としては、3つの柱があり、
1. まずは入口としての窓口（電話、SNS、来所等）
 2. オンラインサロン（ヤングケアラーの横のつながりを創る）
 3. ヤングケアラーについての周知・啓発

- 《支援の流れ》
1. ヤンサポが窓口となって、ヤングケアラーとの信頼関係を構築。
たわいもない話から、時間をかけて信頼関係を構築し、支援制度を説明していく。
 2. ヤングケアラーコーディネーターへの引き継ぎ
支援を行うことになった場合、支援計画は、家庭や行政機関と調整しながら各振興局に配置されているコーディネーターが策定を行う。
 3. 支援の実施
支援の実施は、各市町村が行う。

《その他》

- ・サポートセンターの設立にあたって、ヤングケアラーは子ども自身に自覚がないことが問題でもあるため、子どもが相談に来るとは正直思っていない。それよりも周りの大人が気付いて、相談するということが大事だと思っている。
- ・ヤングケアラーを虐待と言う人もいるが、そういった側面もあるかもしれないが、親などから頼まれて任されている。家族としてのチームの一員として役割を任せられている状況。
- ・ヤングケアラーとの信頼関係を構築することが大切で、時間が掛かる。すぐに支援とはならない。支援に至らないことも多い。
- ・とても繊細な問題なので、支援を家庭に入れる際には、子どもからの申し出と言った理由ではなく、介護を受けている家族のケアマネや家庭を見守っている保健師、ケアを受けている家族に関わっている医師などを切り口として働きかけるなどの工夫が必要。
- ・ヤングケアラーは成長の過程でケアに携わることで、本来そこで子どもらしくいる（勉強する、部活やる、友達作る、遊ぶなど）ことが出来ないのが問題。そういった意味からも、大学生を含む学生であるうちは、ヤングケアラーとして支援していてもいいと思う。大人が相談に来た場合は、道社協に窓口があるので、そこに繋ぐようにしている。

・**コーディネーター業務を受託している光が丘子ども家庭支援センターの視察について**
→10月11日、光が丘子ども家庭支援センターを訪問し、野沢センター長、浅沼相談員よりコーディネーター業務の概要等について聞いた。
《業務内容》
コーディネーター業務として、北海道から依頼を受けていることについては、

1. 研修の実施
2. 啓発活動
3. 自治体との連携 となっている。

《現状》
→動き出して日が浅いこともあり、またヤンサポから相談されたヤングケアラーの例はない。

《今後の予定》
→11月15日、北海道中央児童相談所等が主催する児童虐待防止講演会「私ってヤングケアラー？」に参加予定。
→冬休み期間中に、教員を対象とした研修会を実施予定。

リーフレット (A4)



ポスター (B2/A3)



令和5年度へ向けた支援体制（案）の整備について

I. 早期把握

家事や家族の世話の多くは家庭内で行われているため、子どもがどの程度担っているのかについては、家族以外が把握することは容易ではありません。一方、第三者が気づくことができるケースもあるため、学校、福祉、介護、医療等の関係者がヤングケアラーの問題を認識することで、少しでも多くのヤングケアラーを発見することが可能になるかもしれません。

またヤングケアラーは、本人に自覚がなかったり、家族の問題を知られたくないと思ったりしていることが少なくなく、ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげることが重要です。

①. 小中高生を対象としたパンフレットの配布

→既にポスター掲示やリーフレットの配布については取組を始めているが、引き続き北海道から発行されているリーフレット等を活用し、周知に努めていく。

また配布の際には、教員からヤングケアラーの概要について説明をした上で、配布してもらえるよう依頼。

②. 市内各所へのポスターの配布

→市内学校や、市役所等へのポスター掲示は行っているが、それ以外の施設等についてもポスター配布を行い、子どもだけではなく、大人もヤングケアラーを知ってもらえるように引き続き周知啓発に努める。



II. 相談支援

ヤングケアラーの多くは、周りの人に相談した経験がある人の割合が低い傾向にあります。自覚がないまま過ごしているヤングケアラーが多いことも原因の一つですが、「相談するほどのことではない」、「相談しても状況が変わらない」と思っていたり、あるいはお世話をして当たり前と考えている人が多いと思われる。ヤングケアラーが自発的に相談できるよう、相談機能の強化と相談しやすい環境づくりを目指します。

①. ヤングケアラーコーディネーター機能の構築

→子育て総合支援センターにおいて、ヤングケアラーに関する相談、関係機関との調整等を行うコーディネーター機能を構築する。（令和4年度相談体制：家庭相談員1名、作業療法士1名、臨床心理士2名、保育士1名、育児支援員1名）

	H30	R1	R2	R3
相談件数	587件	553件	515件	609件
（内虐待相談）	43件	47件	36件	51件
ケース検討会議開催回数	11回	16回	20回	26回
（内世帯数）	10世帯	10世帯	14世帯	22世帯

②. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談

→学校現場において教員以外でも子ども達が相談をできるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも相談を受け、学校を通じて教育支援センターにつないでもらう。

SC活動時間	東光	光陵	緑	豊	上幌向	清園	明成	北村	栗沢
R3	88 h	128 h	84 h	76 h	76 h	80 h	76 h	64 h	76 h
R2	96 h	170 h	126 h	76 h	72 h	80 h	79 h	72 h	72 h
R1	96 h	128 h	101 h	80 h	72 h	84 h	80 h	72 h	80 h

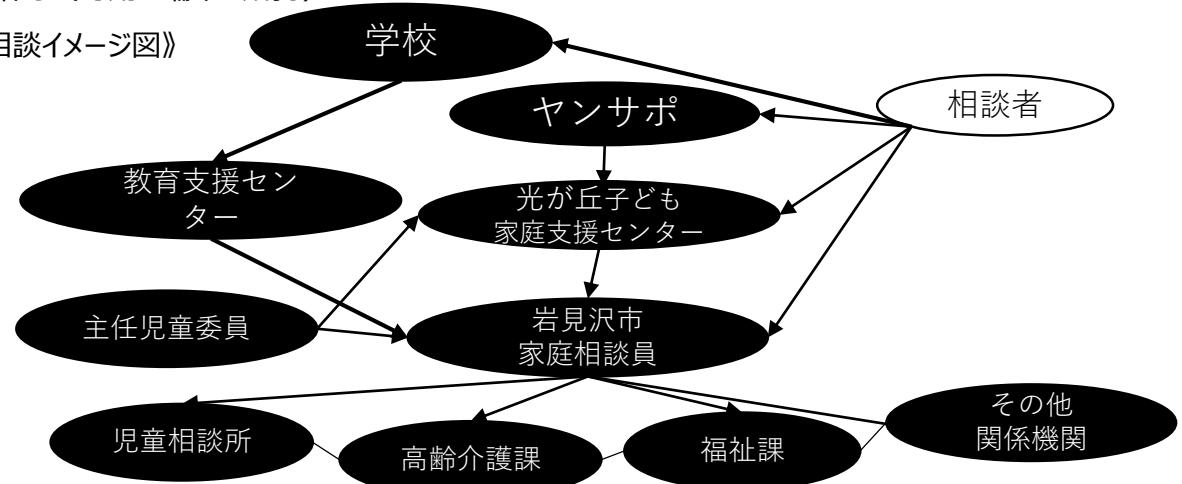
	R1	R2	R3
SSW支援件数	190件	128件	62件

※SCの配置人数は、合計で6人。
※SSWの配置人数は、R1は2人、それ以降は1人。

③. SNS等を活用した相談窓口の設置

→窓口での相談はハードルが高いことから、LINE等のSNSを活用して、家庭相談員に直接相談できる環境を作る（専用の端末を所持）。

《相談イメージ図》



③. 学校関係者等を対象とした研修の実施

→ヤングケアラーの認知度については、日に日に増しているものと思われるが、早期発見のためにも学校関係者を対象とした研修会を実施する。

特に学校関係者においては、児童や生徒の様子を見ている時間が長いことから、優先的に研修を行うことで、早期発見の可能性を高め、具体的な支援へとつなげていく。

《研修会（案）》

- ・対象：全教員
- ・実施時期：夏休み期間
- ・方法：1回目については、各校より2名程度を参集し、講演形式。それ以外については、オンデマンド配信を行い、各自で視聴してもらう。

④. 教育支援センターとの連携

→学校からの相談については、教育支援センターが窓口となり、ヤングケアラー案件については、子育て総合支援センターの家庭相談員へ繋いでもらう。

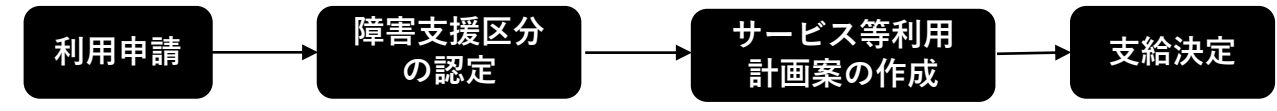
Ⅲ. 介護サービスの提供

病気や障害などにより要介護者となっている家族に対し、介護サービスを提供することによりヤングケアラーの負担軽減を図ります。
 しかし「子どもによる介護を前提としているケース」つまり、在宅で介護をする人がいるとして、介護サービスを利用する必要がないと判断されている恐れがありますので、子どもが主に介護を担っている家庭には子どもによる介護を前提とせず、在宅向けの介護サービスの提供できるよう、各関係機関との連携を図り、環境改善を目指します。

- ①. 障がい福祉ヘルパー、ショートステイ等の障害福祉サービス（介護給付）
 →障がい福祉ヘルパーは、ヘルパーが自宅を訪問し、家事援助や身体介護、通院の際の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行うものです。
 ショートステイは、障がいのある方を日常的に監護されているご家族の方等の一時的な休息などを目的として、施設等において、障がいのある方を一時的に監護するものです。

※利用には、障がいの内容や程度、生活環境等により、どのぐらいの介護を必要とするかを個人ごとに客観的な基準で判断するため、介護給付または訓練等給付、地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援）の利用を希望される方に対し、調査員が訪問し、障害支援区分の認定が必要になります。

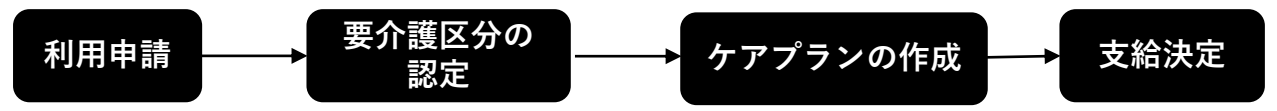
《大まかな利用の流れ》



- ②. 介護保険ヘルパー、ショートステイ
 →ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯・掃除などの日常生活上の援助を行います。また、通院のために介護タクシーを利用できます。
 特別養護老人ホーム等に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。介護老人保健施設等に短期間入所して、医療上のケアや食事・入浴などの介護、機能訓練が受けられます。

※介護保険サービスを利用する場合、要介護認定が必要となり、下記区分によって分かれています。
 ・第1号被保険者(65歳以上の方)・・・寝たきりや認知症などで介護が必要な状態（要介護状態）の方、または家事や身じたくなど日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）の方
 ・第2号被保険者(40～64歳の医療保険加入者)・・・医学的に加齢による心身の変化に起因すると考えられる下表の疾病（特定疾病）が原因で、介護や支援が必要となった方

《大まかな利用の流れ》



障害福祉サービス及び介護保険サービスを利用するには、上記のような手続きが必要となるが、ヤングケアラーのいる世帯を把握した際には、各関係機関への情報提供等を行うことで、支援を受けていない人等に対して、サービスが受けられるよう連携を図る。
 また既にサービスを利用している場合においても、サービス等利用計画案の作成時点において、子どもによるお世話を前提に組まれている恐れもあるため、子どもの負担軽減に繋がるよう関係機関への依頼等を行う。

Ⅳ. 家事育児支援

家族のお世話については、障害福祉サービスや介護保険サービスを利用し、ヤングケアラーの要因を取り除くことができるよう支援を行います。利用条件や費用負担等により利用が困難な場合においては、ヤングケアラーのいる世帯を直接支援することができるヘルパーを派遣し、負担軽減を図ります。

- ①. 特別育児支援ヘルパー
 →障がい福祉ヘルパー等の利用により親や兄弟等をサポートすることで、ヤングケアラーの負担を軽減できるような支援するが、活用が難しい場合は、直接ヤングケアラー世帯を支援することができる特別育児支援ヘルパーを派遣し、状況の改善を目指す。

特別育児支援ヘルパーについて

目的	家事及び育児の支援を行うことで、子育て家庭の身体的及び精神的負担を軽減し、保護者の養育やヤングケアラーの支援に資するとともに、児童の見守りを行う。
支援内容	・家事 ・育児 ・その他必要な家事及び育児 ・家族の保育所や病院等の送迎 ・保護者や児童の相談支援 ・母子保健や子育て支援施策等の情報提供
派遣時間等	・午前8時～午後6時 ・1日1回2時間を上限 ・派遣回数については、岩見沢市子育て支援推進会議にて決定
費用	無料

②. ファミリー・サポート・センターや、ショートステイ等の活用

ファミリー・サポート・センターについて

目的	地域において市民相互の援助活動を支援することにより、安心して子育てできる環境づくりを行い、子育て支援の充実を図る。
支援内容	依頼会員と提供会員として組織し、子どもを預かる。
派遣時間等	・月曜日～土曜日（祝日除く） ・午前7時～午後6時 ・場所は、会員宅やであえーる託児室
費用	・700円/時間（月～金） ・900円/時間（土）

ショートステイについて

目的	保護者が疾病等の理由により養育が一時的に困難となった場合、児童を養護施設等において養育することで、子育て家庭の負担軽減を図る。
支援内容	・児童養護施設または里親宅にて子どもを一時的に預かる。
派遣時間等	・年中利用可能（ただし、施設や里親の都合による） ・宿泊可能 ・連続して7日間が上限 ・場所は、児童養護施設または里親宅
費用	・0円～5,350円（子どもの年齢や収入状況等で変動）